

仮滞在許可書の確認ポイント

注意事項

ア 住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

イ 行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

ウ 本許可書は常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。

エ 仮滞在期間の更新申請は、同許可期限の10日前から受け付けます。

オ 仮滞在の条件に違反したときは、仮滞在許可を取り消すことがあります。


カ 報酬を受ける活動の許可を受けている場合は、同許可に付された条件に違反したときには、同許可を取り消すことがあります。

キ 報酬を受ける活動の内容(勤務先や報酬額等)や生計(同居者の人数・家賃額等)に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。

ク 出頭の際は、本許可書を持参してください。

日本国政府法務省

仮滞在許可書


 番 号 _____
 発行年月日 _____
 出入国在留管理庁

表

出入国在留管理庁
殿

出入国管理及び難民認定法第6.1条の2の4の規定により、
仮滞在を許可します。

男 女

1 氏 名 _____

2 生年月日 _____

3 国籍・地域 _____

4 仮滞在期間 _____

仮滞在の条件

1 住 居 _____

2 行動範囲 _____

3 報酬を受ける活動の許可の有無及び条件
(1) 勤務先の名称及び所在地
名 称 _____
所在地 _____

(2) 活 動 の 内 容 _____

(3) 活 動 の 期 間 _____

(4) 報酬額の上限(月額) _____

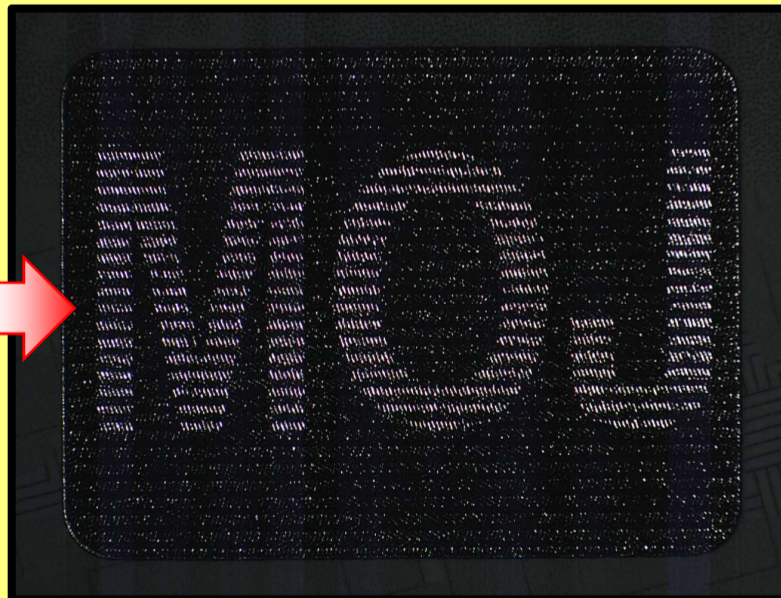
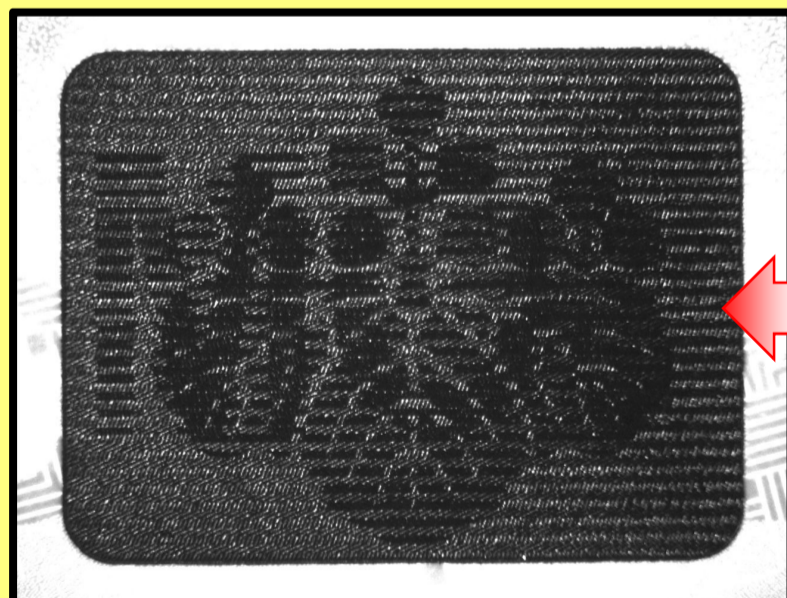
4 出頭の要請があった場合には、指定した日時、場所に出頭してください。

更新許可欄	年月日			
	仮滞在期間(許可期限)			
	許可者印			

出入国在留管理庁

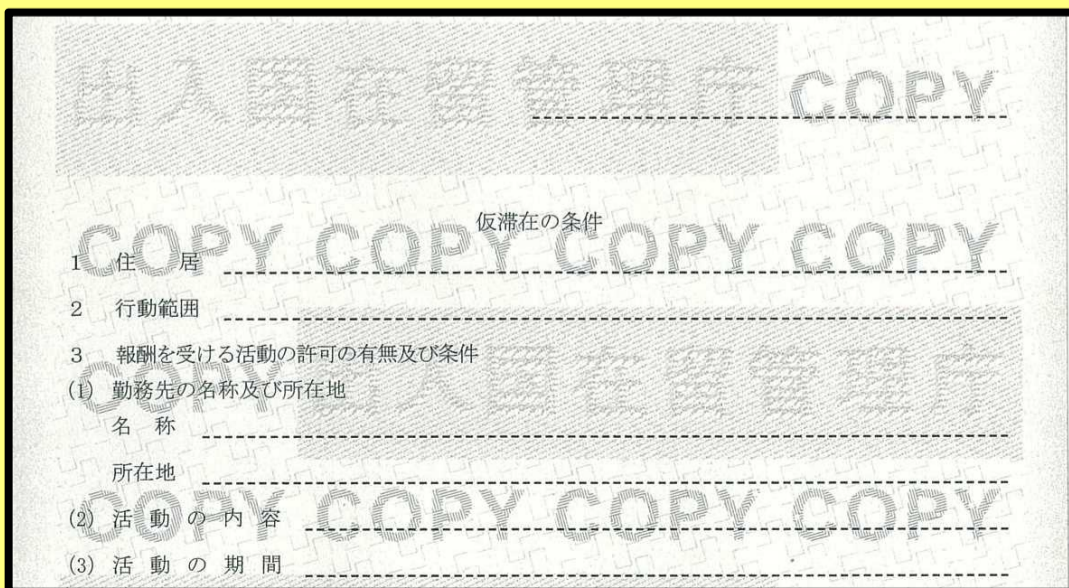
裏

① チェンジング箔



見る角度によって、
桐の紋章と「MOJ」
の文字が切り替わる。

② 複写防止措置



コピーすると、全面に
「COPY」の文字が浮き
出る。